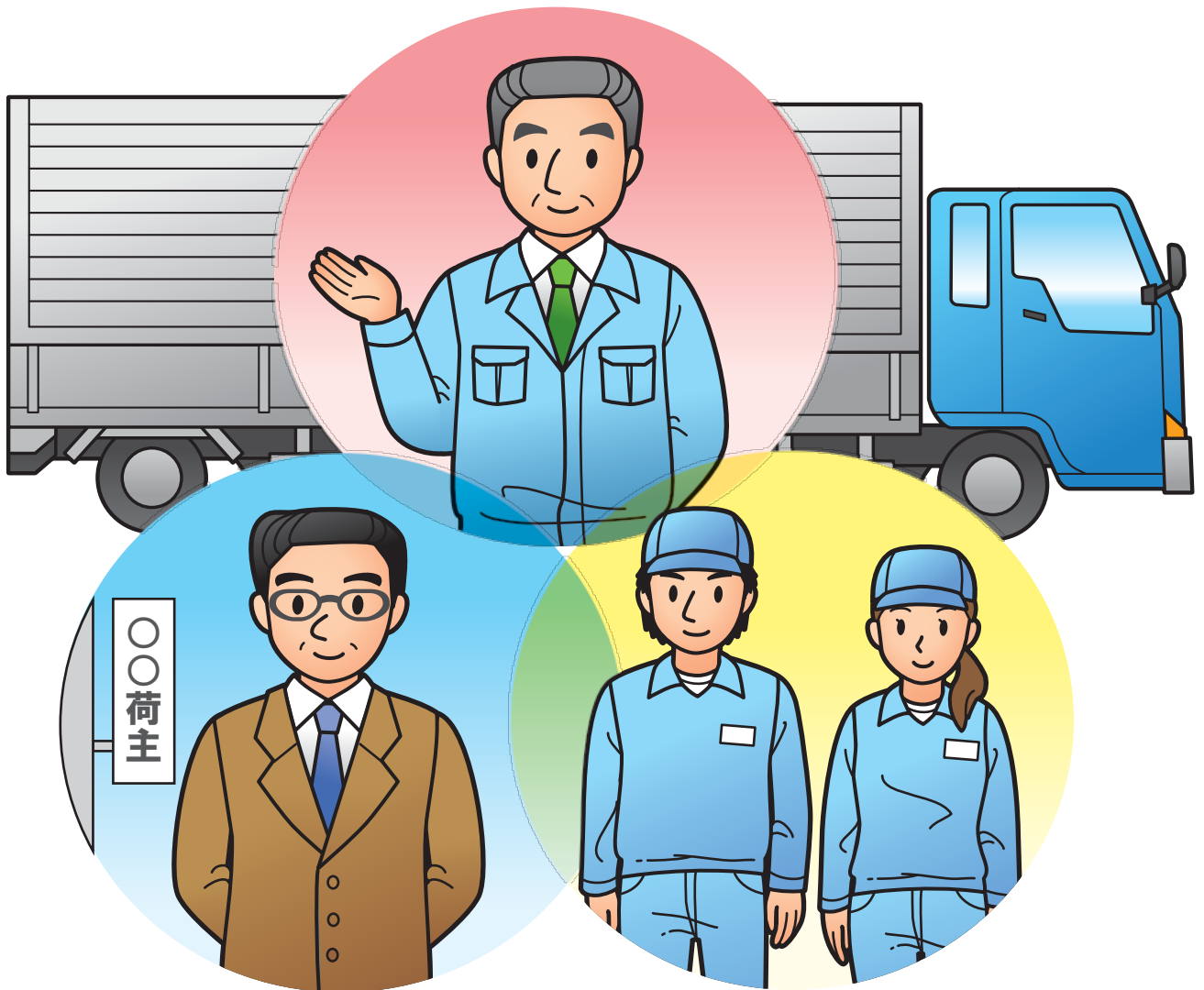


わたくしたちと交通の安全のために

事業者、運転者、荷主の三位一体で

改善基準告示を遵守しよう！



「改善基準告示」とは、
「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」
(平成元年労働省告示第7号)をいい、
労働時間等の労働条件の向上を図ることを目的として、
自動車運転者の「拘束時間」、「運転時間」、「休息期間」等を
定めたものです。詳しい内容は裏面をご参照ください。

改善基準告示の概要

項 目		改 善 基 準 告 示 の 内 容
拘 束 時 間		1 か月 293 時間 (労使協定があるときは、1 年のうち 6 か月までは、1 年についての拘束時間が 3,516 時間を超えない範囲において 320 時間まで延長できる。) 1 日 原則 13 時間 最大 16 時間 (15 時間超えは 1 週間について 2 回以内)
運 転 時 間		2 日を平均して 1 日当たり 9 時間 2 週間平均で 1 週間当たり 44 時間 連続運転時間は 4 時間以内 (運転の中断は 1 回連続 10 分以上、かつ、合計 30 分以上の運転の中断が必要)
休 息 期 間		継続 8 時間以上 運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるよう努めること。
拘束時間・休息期間の特例	休息期間分割の特例	業務の必要上、勤務の終了後継続した 8 時間以上の休息期間を与えることが困難な場合に限り、当分の間 1 日において 1 回当たり継続 4 時間以上の分割休息で合計 10 時間以上でも可 (一定期間 (原則として 2 週間から 4 週間程度) における全勤務回数の 1/2 の回数が限度)。 ただし、フェリー乗船時には適用しない。
	2 人乗務の特例	2 人乗務 (車両内に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合に限る) 1 日の最大拘束時間を 20 時間まで延長可、休息期間は 4 時間まで短縮可。
	隔日勤務の特例	2 暦日における拘束時間は 21 時間を超えないこと。 事業場内仮眠施設又は使用者が確保した同種の施設において、夜間に 4 時間以上の仮眠時間を与える場合は、2 週間について 3 回を限度に 2 暦日における拘束時間を 24 時間まで延長可 (2 週間の総拘束時間は 126 時間 (21 時間 × 6 勤務) まで)。 勤務終了後に継続 20 時間以上の休息期間を与えること。
	フェリー乗船の特例	勤務の途中においてフェリーに乗船する場合、乗船時間は原則として休息期間として取り扱い、休息期間 8 時間 (2 人乗務の場合 4 時間、隔日勤務の場合 20 時間) から減ずることができる。 ただし、減算後の休息期間は、2 人乗務の場合を除き、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの時間の 1/2 を下回ってはならない。
時 間 外 労 働		一定期間は 2 週間及び 1 か月以上 3 か月以内の期間を協定。
休 日 労 働		2 週間に 1 回以内、かつ、1 か月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内。
労 働 時 間 の 取 扱 い		労働時間は拘束時間から休憩時間 (仮眠時間を含む) を差し引いたもの。 事業場外の休憩時間は、仮眠時間を除き 3 時間以内。
休 日 の 取 扱 い		休日は休息期間に 24 時間を加算した期間。 いかなる場合であっても 30 時間を下回ってはならない。
適 用 除 外		緊急輸送、危険物輸送等の業務については、厚生労働省労働基準局長の定めにより適用除外。